

笠間市議会総務産業委員会記録

令和5年6月5日 午前9時55分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

なし

出席説明員

消防次長	谷口哲也君
市長公室長	金木雄二君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
産業経済部長	礪山浩行君
消防総務課長	安見稔君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	吉沼克典君
秘書課長	甘利浩行君
秘書課長補佐	成田崇君
秘書課G長	須藤弘君
人事課長	石川浩道君
人事課長補佐	鈴木滋君
人事課G長	横手和昭君
市民課長	飯村美奈子君
市民課長補佐	松本光枝君

市民課 G 長	立原好雄君
市民課 G 長	池田文徳君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課 G 長	片岡昌之君
企画政策課 G 長	小室正君
デジタル戦略課長	鈴木昭彦君
情報政策調整官	長谷川尚一君
デジタル戦略課 G 長	細谷有策君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
総務課 G 長	小西明君
総務課 G 長	関根聡美君
財政課長	山田正巳君
財政課長補佐	本凶亜紀君
契約検査室長	打越英樹君
財政課 G 長	橋本貴文君
資源循環課長	前嶋進君
環境センター所長	柏崎泉君
資源循環課長補佐	友部光治君
資源循環課 G 長	水越禎成君
資源循環課 G 長	飯島亮君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	島田耕一君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君
農政課 G 長	川又英人君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子

議事日程

令和5年6月5日（月曜日）

午前9時55分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- ・議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
- ・議案第55号 動産購入契約の締結について
- ・議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

(2) その他

午前9時55分開会

○安見委員長 時間前ですが出席予定の方が全員お見えでございますので、始めさせていただきます。

総務産業委員会委員の皆様、並びに執行部の方々におかれましては、総務産業委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務産業委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、鶴田補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田補佐にお願いします。

本日は傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。副議長が傍聴に見えております。

○安見委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは初めに、消防本部消防総務課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 消防総務課の安見でございます。議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、消防本部所管分を歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

一番下の段、21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入、12ページをお開き願います、上から2行目、防火水槽移転補償費389万5,000円、これは、南小泉地内の道路拡幅工事に伴い防火水槽が道路にかかるため、県からの撤去要望による移転補償費でございます。

続いて、歳出についてでございます。

恐れ入りますが、17ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、一番上の段、3節は秘書課所管でございますので、次の段、18節負担金補助及び交付金から御説明申し上げます。18節負担金補助及び交付金2万2,000円のうち、上の行、消防賞じゅつ金負担金9,000円、これは定年引上げに伴い令和5年4月1日より笠間市消防職員の条例定数が132名から145名に改正されたため、定数増分の負担金が増加したものでございます。

次の行、大型自動車免許取得事業負担金1万3,000円、これは令和5年4月に免許取得費用の改定があったためでございます。

次の段、2目非常備消防費、13節使用料及び賃借料1,000円、これは国有地に建っている消防団詰所の土地賃借料改定により増加したものでございます。

次の段、3目消防施設費、14節工事請負費137万5,000円、これは歳入の項目で御説明申し上げた南小泉地内の道路拡幅工事に伴い道路にかかる防火水槽の撤去工事費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 お伺いしたいのですが、17ページの常備消防費、それで、減額補正139万4,000円で、説明が特殊勤務手当、新型コロナウイルス対策となっておりますが、何でこの手当が減額になったのか理由をお伺いしたいのですが。

○安見委員長 消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 一番上の段の第3節は、秘書課所管でございます。説明は以上でございます。

○安見委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第55号 動産購入契約の締結についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 消防総務課の安見でございます。議案第55号 動産購入契約の締結について御説明いたします。

契約の目的でございますが、友部消防署配備の救助工作車が年数の経過により機器性能や安全性の低下が危惧される状態であるため、更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名業者14社のうち入札参加業者10社による競争入札、契約金額1億5,400万円で、うち消費税が1,400万円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都港区芝5丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司でございます。5月22日に仮契約を締結したところであります。

以上で議案第55号の説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時06分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 秘書課甘利です。よろしくお願ひいたします。議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）秘書課所管分について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の内容でございますが、今年度の重点プロジェクトの一つでございます台湾交流・深化プロジェクトとして、台湾交流事務所開設5周年に係る記念レセプションの実施にかかる費用及び海外都市交流促進事業として交流のある海外都市からの来賓等の歓迎に要する費用を計上させていただくものでございます。

予算説明の前に、5周年記念レセプションの概要について先に御説明をさせていただきます。

レセプションの開催時期は本年11月24日金曜日、会場は台湾交流事務所を設置する台北市内にあるホテルメトロポリタンプレミア台北を予定しております。参加者の規模でございますが、日本側からは議員の皆様、関係団体の代表の方々などにお声かけをさせていただき約60名ほどの出席を、台湾側から台北市長をはじめ台北市政府関係者など約40名ほどを御招待させていただき予定で、全体で約100名を超えるほどの参加を見込んでおります。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。

歳入はございませんので、歳出について主なものを御説明させていただきます。

それでは、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費のうち、秘書課所管分としましては、初めに、7節報償費5万5,000円でございますが、台湾との交流事業にこれまで御尽力いただいた方々への表彰記念品にかかる費用でございます。

次に、8節旅費264万6,000円でございますが、台北市との包括連携協定の調整及びレセプションの準備、当日運営等にかかる職員の旅費を計上するものでございます。

次に、10節需用費でございます。まず、消耗品費25万6,000円につきましては、レセプ

ションに伴う台湾関係先への贈物等に要する費用及び海外都市交流促進事業として、今後、交流の再開が見込まれる海外都市からの来賓を歓迎するための国旗等の購入や記念品代等に要する費用でございます。同じく、食糧費の27万5,000円につきまして、同じく海外からの来賓の歓迎会等に要する費用でございます。

次に、11節の役務費の5万5,000円についてでございますが、先ほど申し上げました、台湾との交流尽力者に対する賞状の筆耕料でございます。

次に、12節委託料390万8,000円のうち、台湾5周年記念レセプション委託料352万3,000円につきましては、祝宴、ホテル会場の借り上げ、会場の装飾、通訳の配置等に要する費用などが主なものになっております。

以上が秘書課所管分の補正内容の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいまの説明がございました、12節の委託料、それについてお伺いをいたします。

まず、この費用の内訳なんですけど、もう少し詳しく、何にどのくらいかかるのかということ項目ごとに概要をお願いします。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 まず、レセプションの会場借り上げ料につきまして、ホテルの会場借り上げ料が大体237万円ほどでございます。こちらが、会場の食事代等もこの中に含まれておりますので、レセプションの提供する会場の使用料、食事の代金等、こちらが主な内容になっておまして、これが大体237万円ほどを見ております。あとレセプションの会場の装飾費用、こちらが20万円ほど、レセプション時の通訳の費用が大体24万円ほど、あとそのほかレセプションに係るパンフレットの印刷とか、あと司会者の手配料、そういったもろもろがこの中に含まれておるという形になっております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、参加者の総数が約100名というふうにお聞きしたというふうに記憶していますが、その100名の内訳、どういう方が何名で、議員の話もありましたけれども、議員は何名を予定しているのか、想定しているのか、そういう内訳をお願いします。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 細かい人数の調整はこれから行うような形なんですけれども、議員の皆様22名のところ、大体半分ということで積算上は見込んでおります。そのほかにも焼物組合だとか観光協会、そういった市内の関係者の方々、そういった日本側の方を、あと中学

生の代表なんかもこちら式典に参加していくような流れになっておりますので、そういった方々を含めまして、日本側は大体60名程度、それ以外に台湾側につきましては、先ほど申しました、台湾政府関係者、あと台湾側のゴルフ協会、あと台湾の農糧署、そういったことで向こうの観光関係の方々、今まで台湾交流事務所に関わりのある方、そういった方を40名程度ということで、全体100名を超える規模、110名程度という形で予算は見ておるところでございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、今のところ議員は半数ぐらいを見込んでいるということと、そういうお話だったのかなと、まだ詳しくは決まっていなくても。それで、議員が参加するときの費用というのは、どういうふうに考えているんですか。全額議員負担あるいはそうではない、費用負担とか、この予算の中ではどういうふうに費用を見積もっているんですか、この予算です。

○安見委員長 秘書課長甘利浩行君。

○甘利秘書課長 このレセプションに今回補正予算で上げさせていただきましたが、レセプション式典の開催に係る費用という形になります。こちらにつきましては、今のところ市のほうで、これまで交流事務所を通じて築いてきた台湾の関係者の方と市内の関係者の方の交流の場として市が開催させていただくものというふうに考えておりますので、この式典に関しては、特に負担金をいただくとか、そういった考えは今のところはございません。答えになっているかどうかあれなのですけれども。

○安見委員長 石井委員、よろしいですか。

○金木市長公室長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

まず今回、半分に見込んでいるその根拠なんです、今まで議員の方が一緒に台北のほうに来ていただいたのは、笠間市台湾交流事務所のオープニングセレモニー、それと台湾交流事務所の開設1周年記念、この2回においていただいています。そのオープニングセレモニーのときには、市議会議員は希望者を募って、7名の方に参加していただいております。

次に、1周年記念のときも、こちらも希望者を募って、15名の方に参加いただいております。1回目が7名、そして2回目が15名ということでしたので、今のところ半分で見込んでいるという数字で挙げさせてもらっております。

そして、費用負担のほうなんです、1回目のオープニングセレモニーのときは議長が公費で対応をしまして、そのほかの6名の議員については政務活動費のほうで対応いただいております。台湾交流事務所開設1周年記念のときにつきましては、2泊3日のうち1泊2日分の日程は公式行事とみなしまして、それに関わる費用は約8万5,000円になりますが、こちらのほうは公費で支出しております。そして、自己負担のほうを2万円いただいております。そして、そのほかの観光に関わるものは、もちろん個人負担でいただい

いるところでございます。

先ほどありました、今回の公費と自己負担の内訳ですが、こちらについては今現在調整中ですが、公費として、公式行事として見る分については公費で負担して、それ以外の観光となるものについては自己負担をいただくというようなことで現在調整をしております。

以上です。

○安見委員長 ほかに質問のある方、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 それでは、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つであります感染症防疫等作業手当の特例措置としまして、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の患者の救護等に従事した場合の手当の特例を設けておりましたが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更されたことにより国、県において特例措置を廃止することから、本市においても同様に廃止のための所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページをお開きください。

附則第2項の前の見出し及び第2項から、4ページをお開きください、第4項までを削ります。

3ページにお戻りください。

附則第1項の見出し及び項番号を削ります。

2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第48号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 今、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例なのですが、国や県のほうも廃止するというので、それに倣って笠間市も廃止をするということなのですが、今、コロナが2類から5類に変更になって、その対応としてこういうことが出てきたというのですが、今、コロナの行き先も今後もしっかり見通すことはできない状況がありまして、政府の専門家、委員の方も2類から5類に移行すること自体にこれでいいのかという疑問を持っている委員もいるということはお聞きしています。それで、これが感染症法、その法的に施行されないことになるわけです。

この特別手当というのが、特殊手当というのが、これをこのままにしておいて適用しなければ、これを残しておいても都合が悪いことがあるのかどうか。これを廃止しなければならないということになっているのでしょうか。その廃止しなければならないということに、まず、なっているのかどうか。それ残しておいて、何か不都合なことがあるのかどうか。その辺お願いしたいのですが。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 この制度の、特例措置につきましては国、県においても廃止をするということになっておりまして、それぞれもう手続が進んでございます。他の自治体もそれに倣ってやっておりますので、笠間市も同様に廃止をしたいと考えております。また、この措置を残すことによってこの手当が残ることになりますので、そうしますと、その手当に基づいて支給をしなければならないということがございますので、ここについては廃止をさせていただきまして、今後、例えば新たな株が出てきて、またこういうような特例措置が設ける必要があるとなった場合には、そのときにまた例規を改正をしたいと考えております。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その必要性が出てきたときに、国や県の指示がなくても、笠間市独自でそういう例規の改正というのはあり得るということですか。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 今回の措置も2類ということであって特例措置が設けられたとごさいますので、ここの変更がなければ、市独自でそこを新たに手当をつくるということは考えておりません。あくまでも新たな株が出てきて、感染症法上何かしら変更があった時点、その点で、新たに国県との動向を見て、笠間市も新たにその例規をつくる、そういうことになってくるかと思います。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、新たな事態には、感染の新たな拡大などが出た場合に、この例規がなければ市の市民に対する活動ができないというわけではないですね。それも言ってください。

○安見委員長 人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 この手当につきましては、この例規がなくなったからといって、今までの病院とか、あとは救急、そういったものができないということではございません。あと、笠間市の中では特殊勤務手当の一つの中で、感染症防疫等作業手当というものは、これは残ります。ただ、そこの新型コロナウイルスに関しての特例措置の手当が今回なくなるということです。ですので、感染症防疫等作業手当、こちらのほうでもし対応できる部分については対応したいと思います。ただ、活動ができないということではございません。

○安見委員長 ほかに質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長石川浩道君。

○石川人事課長 続きまして、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）人事課所管分の補正予算について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について御説明いたします。

議案書13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料390万8,000円の増のうち、人事課所管分は職員研修委託料38万5,000円でございます。本研修は、物流や農業、災害現場等において活用が進んでいるドローンの活用につきまして、本市におけるそれぞれの分野、また、課題解決のためのドローンの活用方法など全庁的な活用を検討するため、職員等に対して研修を行うために委託料を増額するものでございます。

以上で人事課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 市民課です。よろしくお願いいたします。議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）市民課所管分について御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

上段になります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で

ございます。12節委託料64万7,000円の計上でございます。機器保守点検委託料9,000円と2行下がりましたのシステム改修業務委託料55万円は関連しておりますので、併せて説明させていただきます。

デジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正及び戸籍法の一部を改正する法律に基づき、これまでシステムの改修を進めてきております。今般の改修は、国外転出後のマイナンバーカード、電子証明書の継続利用等に必要な本人確認情報を整備する上で、戸籍付票を個人認証の基盤として利用し、戸籍付票に記載された情報を付票本人確認情報として管理するための適用作業でございます。コミュニケーションサーバー上に新しいアプリケーションを導入し、さらに既存アプリケーションの改修を行います。

機器保守点検委託料は、コミュニケーションサーバーのメモリー増設に伴うハードウェアの保守料でございます。

電算業務委託料8万8,000円は、システムの公印登録の設定業務委託料でございます。令和5年度の組織機構の改編により、市民窓口センターかさま及び市民窓口センターいわまの公印を変更しております。今般の計上は、職務代理者印設定業務の委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金3,000円の計上でございます。7月に開催されます戸籍実務研修会への参加負担金の不足分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 歳入の中の個人番号カード交付事務費補助金の423万6,000円というのは、ここで扱っているものですね。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 担当外でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 何課ですか。

○安見委員長 市民課長飯村美奈子君。

○飯村市民課長 デジタル戦略課になります。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課です。よろしくお願ひします。議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の企画政策課所管分の予算について御説明いたします。

10ページをお開きください。

歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、1行目のデジタル田園都市国家構想交付金167万9,000円は、笠間版デジタル田園都市形成事業及び定住化促進事業の2事業に対する交付金の内示を受け、交付金額の確定に伴う補正でございます。

また、3行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,890万円は、公共交通実証事業、総合公園テニスコート整備事業の2事業に対する交付金でございます。

以上の交付金を充当する事業の歳出につきましては、それぞれ所管する課において説明を行いますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、13ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、12節委託料、1行目、公共交通調査研究委託料330万円につきましては、歳入で御説明しました、新型コロナウイルス臨時交付金を充当する事業で、岩間地区を起点として友部地区の商業施設や病院等をつなぐ路線としてバス等による約2か月間の運行実験を行う経費となります。

続きまして、2行目の汎用デジタル窓口運用委託料264万円の減額につきましては、こ

ちらも歳入で御説明しましたデジタル田園都市交付金の内示に合わせた減額補正でございます。内容としましては、窓口ソフトを搭載した車両による出先での申請手続や相談業務を行う動く市役所を10月から導入することとし、システム保守料を半年分に減額するものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課です。よろしく申し上げます。議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）デジタル戦略課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございます。

10ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、上から2段目の個人番号カード交付事務費補助金マイナポイント423万6,000円がデジタル

戦略課の所管分でございます。既に実施されておりますマイナポイントの申請期限が9月末まで延長されたことから、マイナポイント申請支援コーナーの設置を同じく9月末まで延長するための補助金でございます。補助率は10分の10でございます。事業内容については、歳出のほうで御説明いたします。

次に、歳出でございます。

13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、10目電算管理費の補正額423万6,000円は、全てデジタル戦略課所管分でございます。12節委託料の人材派遣委託料423万6,000円の増は、歳入でお話しいたしました、マイナポイントの申請支援コーナーを延長するための補正でございます。

以上がデジタル戦略課の補正内容でございます。説明を終わります。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま御説明がありました電算管理費423万6,000円がデジタル戦略課の所管だということで、人材派遣委託料として説明がありますがけれども、人材派遣委託料というのは、何名の方の委託料ということになるのですか。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 こちら6名体制で行ってございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、6名の方が本庁と、本所と岩間支所、笠間支所に分散配置されて、ずっとその6名の方が中心になってやるということなのではないでしょうか。何名ずつ各箇所に配置なのではないでしょうか。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 本所が3名、笠間支所2名、岩間支所が1名体制で行ってございます。

以上でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それでちなみに、この方は臨時雇用になるわけですか。それと、臨時雇用の場合に、どのくらいの人件費を1人当たり見込んでいるのでしょうか。その辺お願いします。

○安見委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 御質問、二つほどあったと思います。

まず、臨時ということではなく、あくまでも人材派遣という形になります。

もう1点が、契約上、時間単価のほうが、こちら平日1時間1,848円でございます。
以上でございます。

○安見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま計上されている電算管理費423万6,000円、この計上に反対をいたします。

その理由なのですが、そもそもマイナンバーカード自身が個人情報の問題などで安定した個人情報の保護などに多大な問題があるというふうに認識しております。マイナンバーカード自体は、番号自体は保護されているようになってはいますが、マイナンバー制度、それからマイナンバー、それからマイナポータル、これが一体となってマイナンバーカードにあるシリアル番号が認識されることによって新たな問題が起こるという指摘もございます。

また、現在、マイナンバーカードが健康保険証と一体化されてマイナ保険証として運用されようとしておりますけれども、これは誤登録などで全く別の人の医療情報がひもづけられて、薬局で全く別人の処方が出て、それで命に関わる危険も出ているということが報道等で明らかになっております。また、昨日のJNNの世論調査によっても、多くの人が不安を感じるという世論調査の結果も出ております。したがって、国のこういう危険な政策に手を貸すようなことは、今、中止したほうがいいというふうに考えます。

以上の理由により、この予算に反対をいたします。よろしく願いいたします。以上です。

○安見委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

総務課長橋本祐一君。

○橋本総務課長 それでは、総務課所管分について説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の補正になります。地域交流センターともべ指定管理料の令和6年度から令和10年度を期間とする指定管理者の募集を行うため、1億8,700万円を限度額とする金額を計上するものでございます。

続きまして、歳入になります。

10ページを御覧ください。

表の下段のほうになります。16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額170万円の増は、1節総務管理費補助金、結婚新生活支援事業補助金の国からの補助金が現行の2分の1から3分の2に制度改正されたことに伴いまして増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部財政課、議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

笠間市ふるさとづくり寄附条例において取り扱っておりますふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり続いておりました令和2年5月に、ふるさと納税時の寄附の使い道指定に、それまでのまちづくり支援、子ども支援、芸術文化支援に、新たに感染症対策事業を加えて対応しておりました。今般、新型コロナウイルス感染症法が感染症法上の2類感染症相当から5類感染症へと位置づけが変更、変化したことを受けまして、本案において、ふるさとづくり寄附金を申し込みいただく際の用途指定における事業の区分から、感染症対策事業を削除する改正をするものでございます。

具体的には、3ページ目の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第2条、事業の区分に関する規定から第4号の感染症対策事業を削除し、第5号を第4号に繰り上げる改正内容でございます。

なお、附則として、2ページ目になりますけれども、この改正内容を公布の日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についてを御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類感染症相当から5類感染症へと位置づけが変化したことを受けまして、ふるさと納税での感染症対策に関する寄附金や新型コロナウイルス感染症対策支援を目的とする一般の方々からの特定目的寄附などを、感染症対策事業に資するよう管理するために制定しました笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を、令和5年度末を迎えた令和6年4月1日をもって廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 一つお聞きしますけれども、感染症のために、防止のために寄附をしたという人が出て、そういう場合の寄附はどういう扱いになるのですか。

○安見委員長 財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 今後のそういった寄附の扱いにつきましては当然、受入れをいたしますけれども、基金を通して整理をするのではなく一般会計に収入をして、それで歳出のほうで対象事業に組み入れて充当するといった流れを考えてございます。

○安見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行い

ます。

提案者の説明を求めます。

財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、財政課所管分につきまして御説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただきたいと思います。

第3表地方債補正でございます。

まず、1の変更といたしまして、市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ6件につきまして、国庫補助事業費の補正や今年度内示された国庫補助金の予算補正に伴いまして起債限度額を補正するものでございます。

次の7ページを御覧いただきたいと思います。

2の廃止といたしまして、総合公園テニスコート整備事業債1,480万円ですけれども、当初予算にて総合公園テニスコート照明のLED改修工事に充てる財源といたしまして計上しておりましたが、その財源を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替え、当該地方債の扱いを廃止するものでございます。

次に、歳入でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。

第18款寄附金、第1項寄附金、1目一般寄附金99万9,000円の増額は、笠間市の発展のためにお寄せいただきました一般の寄附でございます。

その下、第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,281万1,000円の増額は、本補正予算の財源調整といたしまして基金からの繰入金を補正するものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

第22款市債でございます。先ほど、第3表地方債補正で説明させていただいたものでございます。

説明は以上になります。お願いします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 一般寄附が99万9,000円、集まって99万9,000円ですか。

○安見委員長 財政課長山田正巳君。

○山田財政課長 一般寄附金については、当初予算1,000円の項目計上してございました。今回、100万円の寄附がございましたので、補正額としては100万円から1,000円を引いた99万9,000円の補正ということになります。

○安見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時09分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、資源循環課所管分について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

2歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、5目1節福田地区地域振興整備基金繰入金、補正額1,000万円の増でございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

歳出でございます。

4款衛生費、2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費、18節負担金補助及び交付金は、福田地区地域振興整備補助金1,000万円を計上するものでございます。この補助金は、福田地区の地域振興を目的とし、旧東中学校に拠点を持つ茨城県民球団、茨城アストロプラネッツを支援したいという市に対する福田地区からの要望に基づき、1,000万円を計上するものでございます。

なお、本事業の財源は、エコフロンティアかさま地域振興交付金を原資としまして福田

地区地域振興基金から全額充当するものでございます。

本事業の経緯と内容について御説明申し上げます。

茨城アストロプラネッツは、本市と令和2年7月にフレンドリータウン協定を締結し、令和3年6月に旧東中学校利活用に関わる事業実施協定を締結し、地域に根差した球団として活動しております。特に、令和4年度からは旧東中学校活動を活用したパブリックビューイング及びファン感謝祭の開催、体育館レンタル事業、笠間の栗スイーツを提供するカサマロンカフェの運営など、地域振興活動を積極的に進めております。

このような中、茨城アストロプラネッツから福田地区対策協議会に対し、今後さらに地域振興を行っていくための支援についての要請がございました。要請を受け、協議会では三役会議にて検討を重ねておりましたが、本年2月に茨城アストロプラネッツの社長、副社長、ゼネラルマネジャーが福田地区対策協議会を直接訪問されまして、球団として地域住民との交流を促進するため、地域交流イベントを目的とした運動会等の開催、旧東中学校において準備を進めておりますフィットネスジムの整備、球団の看板製作、以上の事業について、福田地区振興整備事業を充てて推進したいとの説明があったとのことです。

これを受けまして、福田地区対策協議会では本年4月に幹事会を開催しまして、各区の区長や住民代表説明を行い、承認を得たとのことでございます。また、福田地区対策協議会では例年6月末に総会を開催しておりまして、本予算が可決された場合、総会において本事業の説明を行う予定となっております。

以上が資源循環課所管の補正でございます。よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 福田地区の振興補助というその原資は、茨城県の環境事業団のほうから、毎年、市のほうに歳入されることになっているんですよね。その費用というのは年間幾らで、いつまで支援が来る予定になっている制度なんですか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 基金のほうは毎年1億円、期間につきましては埋立て終了までというところが設定されてございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、埋立て終了は、最初の予定から見れば、当初の予定はもう過ぎてしまったわけですね。その後、延長をしたという経過がありましたよね。それはいつまでそういうこと、まずその基礎的なことをお知らせいただきたいのです。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 埋立ての終了は、令和7年と設定されておりまして、新聞報道等では1年延びるということがされておりますけれども。

失礼しました。延長1年というのは、報道に載っているだけでございまして、事業団のほうについては、令和7年というところが元の予定でございます。

○安見委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この1,000万円というのは結局、アストロプラネッツが行う活動に対する支援という形になるわけです。

ということは、アストロプラネッツというのは笠間市との協定は結んでありますが、一つの企業体のような団体ですよ。その活動を支援という形になりますが、例えばそこで、あそこの東中学校の中に野球のグラウンドとか陸上競技もできるような、そんなに広い場所じゃないけれども運動場がありますよね。そういうところの施設を拡充するとか、目に見えるような市の、市民に対する、地域の住民に対する施設の拡充という形はすごく分かりやすいなとは思うのですけれども、そのやっている事業について限定をされるのかどうか、そういう事業ですね。その辺は含まれているんですか。

施設の拡充とか地域に対する目に見えるような形での拡充なんていう費用は、その中に含まれているのですか。それとも事業だけですか。行事のようなものだけが限定されて、提案されているんですか。どちらですか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 先ほどの説明させていただきましたけれども、ソフトとしましては、イベント、地域交流を目的としましたイベントの開催というのを計画していきたいというところでございます。また、ハードとしましては、フィットネスの整備と、あとは球団の看板、設置のほうをしていきたいというところでございます。

○安見委員長 ほかにございませんか。

西山委員。

○西山 猛委員 今、課長の説明を聞きますと、議会は議会の承認、議会の議決の後にその計画と中身を総会をもって説明するというのだけれども、全く逆じゃないですか。三役会議だか何かで打診があった、いいんじゃないですか、そういう内容でいきましょうよと、じゃあ持ち帰って総会開いてみますよ、総会で通ったから通りました。じゃあ議案として、要するに具体的に予算化してくださいよというのがルールじゃないですか。だって総会にかかって、総会にどんな形か審議してもらったときに、反対意見があるものを議会が先に承認しているのなんて、了承しているなんて、そんなばかな話はないじゃないですか。

主役は市民でしょう、特に今回は、この件は、福田地区に限定されていることでしょう。振興のためと言いつつ、看板作るのだとか、何かそういうちょっと寄附という表現と事業があまりかみ合わないような気もする。例えば、地元うちの関係の企業があるのだけれども、そこに寄附くださいよと言ったら、三役の考え方ではそれが通るのですかというこ

と一緒でしょう。

そうすると基準って何ですかということになるので、むしろせつかくスポーツを限定に地域振興を行っている立派な団体にみそをつけることになっちゃうのじゃないですかと私は思うのですが、総会と三役の会議か何か分からないけれども、それと市とその関係はどうなっているのですか。その順序はどうなっているのですか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 地元の方からの意見をまず区長が吸い上げまして、対策協議会の幹事会、役員会、23名で構成されます。区長方が加わっております23名の中で協議をされまして、その中で決めていくと、そういったところを踏まえまして、最後に総会のほうで報告するという形がなされているということでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 いいですか、課長、もう1回言いますからね。予算化して、議決をして、予算化されたものを最後に報告するという話はおかしいんじゃないですか。まして地元の企業の提案なんだから、下から上がってくる、ボトムアップしてくることなのじゃないですかと言っているのです。ここでそれを議決する、しないというその選択を今ここでしたときに、地元で実はその後、えらい反対されるようになったんだとなっちゃったら、それはおかしい話じゃないですかということを言っている。

その部分の精査はしたのですか。これは会議だから、正論を言っています。そうじゃないんですかと、それをなくしてここで議決してくれよと、提案したんだから議決してくれよということに今の説明では足りないと思うのです。どうですか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 委員おっしゃるとおり、確かに全体的に総意という形としては、総会という形で説明して理解を得るといのが流れかと、指摘されているように流れかと思えます。先ほども説明させていただきましたけれども、23人で構成する役員会の中で判断して、説明を地元のほうにおろしているところがございますので、今回、補正予算のほうに上げさせていただいているところでございます。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 だから、課長も今、その立場で予算を執行する立場で言っているでしょう、議員が言うのは正しいんだと。でも、こういうことだから了承したんだというのだけれども、さっき言ったように、総会に報告するのだから何か分からない、そのときにここから先でも反対があったらどうするのですかと言っているのです。それを議会という、市議会という、議決権を持っている市議会の名前を使って通しただけの話なんですかと言っているのです。もう議会通っちゃっているんだから何を言っているんだ、そういうふうになりやしませんかと言っているのです。

そうしたら、こうです、ああですと積み上げてきたものをここに出さなかったらおかし

いんじゃないですかと思うのですけれども、どうなんですか。

○安見委員長 環境推進部長小里貴樹君。

○小里環境推進部長 今、課長のほうから説明があって、もともとの福田地区振興事業という部分についての部分でございますが、地域からの要望を地域の役員会の中、対策協議会の役員会の中で協議していただき、市のほうに要望していただくというのが原則としてこれまで行っているものでございます。その内容については、地域の中の協議会の総会をやられる際に、今年度の事業計画として報告をさせていただいている状況でございます。

地域の中のコンセンサスという部分につきましては、地域の役員会、区長方入っていただくようなものの中でコンセンサスが得たものが市のほうに要望として上がってきているので、議員御指摘されるような、総会の中で何か反対とか、そういうような話という部分にはならないということを私どもは考え、念頭に置いてやっております、それはこれまでも同様でございます。福田地区のものが特別ということではございませんが、今回の地域振興事業、福田地区のほうの地域コミュニティの活性化や、そういったものを目的として実施させていただきたいというふうに考えてございますので、何とぞ御理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 部長、言っていること、事業を否定しているんじゃないくて、その経緯、経過がおかしくないですかと言っているのです。全然そんなこと聞いていないよという市民が、何人もいるわけです。でも、それは何か総会を通して報告するなんて言うのですけれども、そのときに市議会で既に議決されましたよという報告をされたのでは、無視したことになるのじゃないですか。振興のためと言いつつも、地元の人が知らないことが、地元の振興のために使われているんだということがおかしくありませんか。本当に吸い上げた話なんですかということを審議するのがこの場だと思っています。

今のお話聞く限りは、それは前回から、報告からあれですよ。報告からの流れを聞いて、だからどれだけの説明なのかなと思って、いや実はチェック漏れていました。何月何日どこで過半数を超えて総会を行って、それで最終的には反対もあったけれども、一応総会で議決、可決していますよと、そのために市のほうに聞きましたよという話だったら、ああそうだったんですかと。それは物事100%というわけにはいかないからいいにしても、知らない人もいる、何の話か分からない人もいる、それでいて議会が議決したのだからもうこれで進めますよという事後報告だけの総会で、それを了とするということは、私は民主主義に反すると思います。ましてや、デリケートな地域なのだからと思います。

それでは今のままでは、私は賛成できないです。せっかくいい事業を、どちらにもそのみそをつける話になってしまう。具体的にそういう設備や看板なんかをとということが今お話出ているようだから、じゃあむしろだから寄附じゃなくて、物理的に出たものに対して

予算化して、運営費は50万円ですよとか、そういうふうに公序良俗という常識でやったらいいのじゃないですか。こういうことで、ここにネットが欲しいのだと、ここにこういう施設が欲しいんだといったときに、それに対する費用を提供するのが正しいんじゃないですかと私は思います。

加えて以前に、地区で使途不明金が発生しました。そのことについて議場まで来て、議会の妨害をした、妨害した人が料金を受けた、つまり罰金だ。そういう事件があったの御存じですよ。だから、それと同じようなことになっちゃうんじゃないですか、そういうことになってしまうんじゃないですかという危惧をしているのです。

だから、もっともらしいことを積み上げて、もっともらしい予算を執行しましょうよ。みんなが納得する、反対はしようがない、100、ゼロにならない、これはしようがないでも、少なくとも過半数の人たちが納得する結果を、どの段階かを出しておかないと思いますけれども。皆さんがやろうとする事業を、地元でやろうとする事業は素晴らしいことなのです。なのですけれども、それにみそをつけちゃう。同じ1,000万円を使うにしても、その決め事、要するに手法、それが問題になっちゃうのじゃないですか。その問題を指摘すると、うちのほうの問題だからと今度、高圧的に威力をもって議会を妨害するような、そういうことになりはしませんかと言っている。その発端は、役所の考え方がそうになってしまうのじゃないですか、市の考え方が。

○安見委員長 環境推進部長小里貴樹君。

○小里環境推進部長 再度の答弁になってしまうかもしれませんが、今回の事業につきましては、地域の中の役員会の中の議論を経て、市のほうに要望、要請があったということでございます。そのような中で、地域の中の、地域全体としての要望として私ども受け取ってございます。そういった部分の中で、本事業を福田地区の地域振興事業という形の中で実施したいという形での補正予算の状態でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 私これ賛成なのですけれども、はっきり言いますけれども、1,000万円補助金なのですけれども、恐らく8割方事業に何に使うというのは決まると思うのです。事業の説明をするとおっしゃったじゃないですか、総会か何かで、役員会か何かで。そうしたら正直、議会にもその報告は欲しいです。同時進行でいってほしいというのが正直なところなのですけれども、恐らく8割方、使い道、私は決まっていると思うのです。それを一々私は聞きません、恐らく決まっているでしょうから。

そこでも社会情勢によって方向性が変わってくるわけですから、そののところ、課長いかがでしょうか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 こちらにつきましては、対策協議会のほうと、その使い方とか計画の部分については協議させていただいて、しかるべきタイミングで説明させていただきたいと思います。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 今は説明できないということですよ、それはそれで分かりました。

この1,000万円というのは、恐らく1,000万円でも足りない場合もあるということでもよろしいですか。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 事業の中では、1,000万円の足りない部分もあろうかと思いますが、ただ、地元のほうの意向としましては、1,000万円というところで設定させていただいているというところでございます。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これ事業報告のやつは、後で説明するような形でよろしく願いいたします。

以上です。

○安見委員長 資源循環課長前嶋 進君。

○前嶋資源循環課長 改めて説明させていただきたいと思います。

○安見委員長 ほかに質問はございますか。

○西山 猛委員 事業をやるんですか。ただその事業をやるのに、そのお手伝いをするのに助成金でも補助金でもなくて、寄附金という項目にしたんですか。やるなら、その事業計画があるのなら、ちゃんと出してください。そうしたら納得するのじゃないですか。おかしい話を言っている、おかしいことを言っている。

○安見委員長 暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時57分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

休憩中に様々な御意見等頂戴しました。

委員長として申し上げますが、ここで賛否を採るのは厳しいのかなというふうな受け止め方をいたしました。したがって、休憩中に出た意見等その他を考慮いたしますと、本定例会中の期間の中において、再度この議案については審議をさせていただくということで、継続審査とさせていただきたいと思います。執行部の方には、各委員から出た意見等を踏まえていただきまして、詳細なる資料等の準備をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 委員の皆様、継続審査ということで、後日改めてこの環境推進部資源循環課の議案審査については行いたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 では、そういうことで各委員の皆様のご了承を得ましたので、この環境推進部資源循環課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査については継続審査といたしまして、暫時休憩といたします。

入替えをいたします。

午前 11時59分休憩

午後 零時00分再開

○安見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）農政課所管分について御説明させていただきます。

歳入の補正予算はありませんので、歳出の補正予算について御説明いたします。

15ページをお開きください。

補正予算総額は522万6,000円の増額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金320万円の増は、栗産地の維持拡大を目指すため、栗農家の作業効率の向上が課題となる収穫作業負担軽減を図るため、収穫機等の導入にかかる経費の一部を支援するものでございます。

続きまして、5目畜産業費、12節委託料202万6,000円の増は、特許出願申請委託料となります。東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場と連携し、商品にならず廃棄されてしまう笠間の栗の有効利用による新たな価値の創出と笠間の栗を給与する豚のブランド化に向けて、新商品開発や付加価値向上に取り組み、豚の育成方法について調査及び特許出願申請を行うため、増額するものでございます。

農政課所管分の補正予算額の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安見委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 特許については、何か根拠があるのですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 東京大学附属牧場において現在、試験なんかを行っておりまして、ある程度の試験結果が出たということで、東大牧場と連携するために、また同ブランド化を図るために今回、特許のほうを申請することとしております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 要は、類似する特許が既にあって、そのまた方式を変えて次の特許の申請をする、それがブランド化という、こんなふうには反映できるんだという。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 今回は、栗を使ったということ、栗を餌にした豚の飼育方法ということで、類似しているものは、今のところはそういう飼育方法ではないというふうには聞いております。今回、笠間市として取りまして、ほかに取られてしまうともう取れない話になってしまうので、先に取っていきたいと思っております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 そういふことですね。申請をしておかなくちゃほかに取られちゃうからということで、その特許が出願して多分5年ぐらいかかるのかな、その申請の、要するに許可、特許が下りるといふか、最低それまでかかると思うのです。それを考えたときに、栗を使ったものといふのに、部分で、お手つきをしておかなくちゃいけないよという意味だと思ふのです。これは、企業がやること。加えて、芋を食べさせるとかそういうことって、もう既にいろいろなところでやっているわけでしょう。

類似ってそういうこと、そういうことあるのですかと聞いている。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 類似しているかといふような話なのですけども、栗についてはまだないといふことでお伺いしています。例えば栗があったとしても、その飼育方法が全然違うものでございますので、その辺をまずは調査をするということもありますけれども、その辺のこともやりながら特許出願をしていきたいと思っております。

○安見委員長 西山委員。

○西山 猛委員 要は、企業のスタイルをやっているのね。民間企業のスタイルを行うといふことでしょう。栗を守るために、その栗の関係することを守るために特許出願しちゃうえば、ほかのあれはできないですよといふ、そういう意味で、民間企業と同じような、民間企業がやるスタイルを今回、公が行うといふことです。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 そのとおりでございます。

○安見委員長 ほかに質問ございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 栗収穫機、何台、予想されていますか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 5個分、5経営体分を予定しております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 これ1台、そうすると、割る5でよろしいですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 補助率にしますと2分の1ということで現在のところ考えておりますので、事業費自体ですと640万円でございます。

すみません、訂正させていただきます。320万円の5経営体分でございますので、1,600万円になります。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 栗収穫機、栗のやっている農家の方がこれから期待してしまして、今から発注する、恐らく受注生産だと思うのです。受注生産だった場合、製作するのに、これは今期は恐らく、私個人的な意見だと無理だと思うのです。

それで5台とおっしゃいましたけれども、5台というのは取りあえず来年収穫のときに使って、もし補助金の制度が今年は5台だけれども、来年は10台にするよとか、そういうことも考えられますか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農家からの要望次第では、5台から10台とか、そういうことも考えられるとは思っております。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 あと1点、県の補助金もありますよね。県と市の補助金、ダブルで補助金もらえるのですか。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 県の制度でもありますけれども、ダブルではもらえない、別々の県の補助でしたら市の上乗せ分もあるのですけれども、県の補助と市の補助ダブルということはないです。どっちか一方、どっちかの制度を使っていただくようになります。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 分かりました。県のハードル高いので、市のほうの補助制度を恐らく使ってくる栗農家がいるので、よろしく願います。あと、畑岡議員が恐らく一般質問通告に入っているので、あまり細かい詳細聞いちゃうと答弁ちょっとあれだと思うので、この辺で終わらせていただきます。申し訳ございません。

○安見委員長 ほかにございますか。

○川村和夫委員 今の件で再度確認したいのですけれども、補助率2分の1だということは、320万円の予算ですから、上限として五つ分買うのですよね。

○安見委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 すみません、1台当たり130万円弱ぐらいということで聞いております。その2分の1ということで、1個当たり64万円、その5経営体分ということで320万円になりますので、先ほど事業費的には1,600万円と言いましたけれども、ここで訂正させていただきたいと思います。5台分合わせて640万円ということで、事業費のほうはお願いしたいと思います。

○川村和夫委員 分かりました。

○安見委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後零時10分休憩

午後零時10分再開

○安見委員長 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

以上で本日の審議は終了をいたしました。

ただ一部、議案の審査が未了でございますので、継続となりました議案の審査については、また日を改めて委員の皆様へ通知をさせていただきまして、そこで審査をしていただきたいと思っております。

○安見委員長 というわけで議案の審査、本日の審査は以上ですが、その他ということで何かあればお伺いいたしますが、皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 なければ、継続となりました議案の審査については追って連絡を差し上げますので、それまで休会といたします。

本日はこれにて終了でございます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後零時12分休会